

## 寄附をされた方へ

### 個人住民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

#### ◎ 寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告期間中に所得税の確定申告をする必要があります。確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と個人県民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。

また、寄附をした団体が、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村においても寄附金税額控除の対象となる団体に指定されている場合は、個人市町村民税の税額控除も併せて受けることができます。

確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。

なお、所得税が課税されず個人住民税だけが課税の対象となる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して「寄附金税額控除申告書」の提出が必要になります。

※ 個人住民税とは、個人県民税（税率4%）と個人市町村民税（税率6%）を合わせたものです。

#### ◎ 申告に当たっては、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書等が必要です。

確定申告を行うには、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。

また、特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、寄附金受領証明書に併せて「特定公益増進法人である旨の証明書」（特定公益信託は「特定公益信託に係る認定書」）の写しを添付する必要があります。

#### ◎ 寄附をした翌年の1月1日に埼玉県にお住まいであれば埼玉県で寄附金税額控除を受けることができます。

個人住民税の寄附金税額控除は、寄附をした時ではなく、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの都道府県及び市区町村が、条例で寄附金税額控除の対象となる団体に指定している場合に受けることができます。

#### ◎ 個人市町村民税の寄附金税額控除が受けられるかは、確認が必要です。

個人県民税と個人市町村民税は両方を併せて各市町村で課税・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる団体は、県・市町村がそれぞれ条例で指定しています。（指定していない市町村もあります。）

個人市町村民税は、各市町村の条例で指定している場合に限り、税額控除の対象となりますので、お住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先  
埼玉県総務部税務課課税担当  
電話 048-830-2664